

▶ 申告書の作成はこちらから

● 国税庁ホームページへアクセス(申告書作成コーナー)



● 申告書の作成方法を動画でチェック



パソコン・スマホを使った申告のメリット！

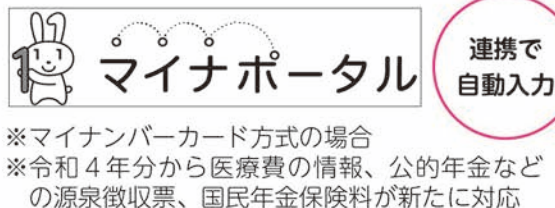
○ 確定申告期間の利用可能時間



○ 還付金



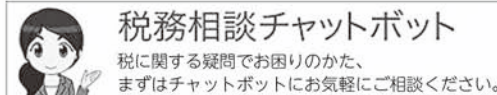
○ 一部の所得控除などが自動入力



○ スマホで給与源泉徴収票自動入力



税務相談チャットボット



ほかにもメリットがいろいろ・・・

- ・画面の案内に沿って入力すれば、自動計算されます！
- ・過去の申告データを利用して自動入力できます！

問合せ 秩父税務署 ☎22-4433



令和5年
10月から

インボイス制度が始まります！

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

個人事業者のかたの登録申請手続などは、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマホがあれば、e-Taxソフト(SP版)により行うことができます。

e-Taxソフト(SP版)では、画面に表示された質問に回答していくことで、入力漏れなどがなく、スムーズに申請データを作成することができる「問答形式」を採用していますので、ぜひご利用ください！

「インボイス制度について詳しく知りたいかたは、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください」

インボイス制度
特設サイトはこちらから▶



問合せ 秩父税務署 ☎22-4433

固定資産税の届出・申告

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金です。次に該当する場合は令和5年1月31日(火)までに必ず届出や申告をしてください。



- **土地の利用状況を変更したとき**
農地から宅地、山林から雑種地などへ変更したとき。
- **家屋を新築・増改築したとき**
家屋とは住宅・店舗・物置・車庫などで、屋根と三方を囲う壁があり土地に定着したものをいいます。
- **家屋を取り壊したとき**
- **納税義務者に変更があったとき**
所有者が亡くなり、相続登記が済んでいない場合。未登記家屋の所有者が変更になった場合。
- **償却資産の申告**
事業を営んでいるかたは、事業のために使用する償却資産(構築物や機械・器具・備品など)を申告する義務があります。

問合せ 税務課 課税担当 ☎62-1461